

あなたのまわりを

# 見渡してください

## 学長との団体交渉の要求書を作成します

水はけ・トイレ改善など「これまででも実現

# お寄せください あなたの要求

既報のように、教職員組合では、毎年恒例の学長団体交渉を申し入れます。その内容として、各学部支部からの要求を募っています。左表は、現在作成しつつある要求項目です。さらに追加することが必要です。

現在、中央執行委員会段階では、全体的な要求項目として、「大学改革」「教授会権限のあり方」「学問の自主性と軍事研究」「災害対策」「給与のあり方」「年俸制」「労働契約法18条改正」による5年問題への対応「振替休日取得の問題」などを挙げています。近く本紙でお示しします。

- ①人文学部の研究室内の壁面にひびが入るなど破損しています。改善を求めます。
- ②人文学部の研究室の壁（海側）が劣化しています（雨がしみてくる）。改善を求めます。
- ③土砂降りの日に体育館の屋根から水が滴のように落ちてきて、通路が歩けなくなっています。何らかの改善を求めます。
- ④附属病院横の道路の水たまりで泥はねを受ける状況です。泥はねがないような改善を求めます。
- ⑤水道水の炭酸カルシウムおよびケイ酸塩の問題はその後いかなるとりくみをされたのでしょうか。報告を求めます。

## 財務省運営費交付金の削減を許すな

財務省は、先月26日、国立大学運営費交付金を毎年1%削減する一方で、授業料引き上げや産学連携などによって毎年1.5%の自己収入を増やすとした提案を財政制度審議会に示しました。この提案は、文部科学省に対する、「運営費交付金に依存するな」という脅しを含むものです。同提案は、同審議会です承され、その後文部科学省に提案されました。

仮に授業料引き上げだけで自己収入をまかなうとすれば、その金額は93万円と試算されています。まさに憲法26条が国家に義務づける教育の機会均等の保障を投げ捨てるものです。

すでに、国立大学協会や中央教育審議会も抗議声明を出しています。われわれも、この流れを押しとどめるために、全国の運動と連携して努力する次第です。

## 明日学部長選挙第1次投票 学部長はこんな人に!

- 学部教授会を中心とした全構成員自治が保障されるなかで、地域に開かれた自主的自律的な研究が維持されること
- 軍事研究や特定企業の支配をはじめとする、一切の外部からの不当な支配に屈しないこと
- 全教職員が健康で働き続けられる職場環境を確保すること
- 人文社会系の学問分野は「舵取りとしての学問」として、全学および地域社会に対して発信していくこと

これらとあわせて、各局独自の項目を記載したいと思えます。

## 人文支部忘年会

12月9日(水)

18:30~

アスト津・みやび

(予定)

\*お申し込みは組合役員まで。

どんな小さな項目でも、身近な「気になったこと」「困っていること」など、大体内を歩くついでにでも探していただけばと思います。



## 三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2015年11月10日(火) 第88号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

発行人 堀内義隆/編集人 前田定孝

E-mail: horiuchi@human.mie-u.ac.jp

## 学習コーナー

## マイナンバーの届出

## 事業所は従業員に強制できません

前田 定孝（行政法）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、マイナンバー制度がこの1月から実施されます。現在各市町村は、「通知カード」の全住民への送付作業をすすめているようです。一方で便利になるといわれ、他方でプライバシーが侵害される、個人が把握される、という不安が広がっています。本号では、その内容と、そのあるべき対処方法を考えてみました。

この制度は、「国民個人々に番号を割り、それを行政手続等におけるキーとして用いることで、行政の窓口における事務作業を効率化する」ものです。この制度によって、「行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤」が構築されるとされています。

個人番号をキーに  
行政も民間も一括検索

「マイナンバー」とは、市町村長が、住民基本台帳に記載された住民の情報を「地方公共団体情報システム機構」に通知し、これに同機構が12ケタの番号を付番することによって、作成されます。

この制度によって、まず行政がかわります。税務、社会保障、災害対策の3分野から開始されるこの制度は、あつという間に他の分野にも適用が拡大されます。すでに、マイナンバー法は、「裁判の執行、刑事事件の捜査」や、「公益上の必要が

あるとき」として、少年法関係、租税法関係、さらにはその他無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の関係など、26本の法律の関係について例外、すなわち個人番号の活用対象とします。

さらには、IT戦略本部の資料によると、個人番号カードに仕込まれたICチップの民間開放による民間企業の社員証としての活用や、民間のポイントカードとしての利用、興行チケット等の販売サービスの可能化など、夢は広がります

国が本人以上に個人情報  
報を管理しやすくなる

この制度は、明らかに行政目線で見たい行政活動の効率化のために、さまざま可能性を考えて、行政保有情報を積極的に活用するということです。

とくにマイナポータルという、行政上の本人情報を、自分でワンストップで確認するシステムは、非常に便利とされま

す。しかし考えてみてください。個人々がワンストップで自己情報を確認できるということは、国の側は、本人以上に個人の情報を把握しやすくなるのです。税務、社会保障、災害対策、さらには警察関連の情報を横につなげることで、個人番号を検索キーとした個人々のプロフィールリンクが効率よく可能となるのです。

問題は、民間企業の保有する個人情報とつながった場合です。もちろんそんなことは法的に許されませんが、個人情報データベースがいつの間にか民間レベルでたくさんつくられ、サイバー空間等で活用されているというのは、公知の事実です。

個人番号が銀行等の書類に記載され始めた瞬間、個人番号が民間企業で検索キーとして使われる可能性が出てきます。パスワードでの保護もなく書類に直接記載されますから、番号が一人歩きます。また、一生変わりませんので、個人を特定する検索キーとして普遍的なものです。

しかしここでは、行政から漏れた情報が民間企業保有情報と渾然一体となって、個人のプロファイリングに使われるおそれも出てきます。これらの国民管理・プライバシー侵害という人権侵害にどう対処するかが、大学当局の課題です。

三重大学に求める  
4つの対策

事業主に、その労働者の人権侵害を未然に防ぐ責任があるとすれば、雇用主としての大学は、以下の4つの対策を講じる必要があります。

①大学は、その雇用する労働者に対しマイナンバーの届出を強制できません。  
②使用者は税務署や社会保険関係書類へ個人番号の記載を強制されません。税務や社会保険関係書類への個人番号の記載は、やめるべきです。

③大学がマイナンバーを検索キーとして教職員を管理するのは不適切です。  
④大学は、ネットに接続されていないコンピュータを使うなど、絶対に漏洩しない方法で個人情報を管理する必要があります。